

③ 家賃の支払 ————— 納期内に支払いを！

○収入申告書の提出

市営住宅の家賃は、入居者の収入を基に、毎年度見直しをすることとなっていますので、家族全員の前年分の収入について、確定申告等の有無にかかわらず、**毎年申告をしていただく義務**があります。申告されない場合は、近傍同種の住宅の家賃（民間賃貸住宅の家賃とほぼ同程度の額）となりますので、指定された期日までに必ず提出してください。

○家賃の算定

市営住宅の家賃は、団地の立地条件・住宅の規模・築年数等の住宅の便益と、入居者のみなさんからの収入申告に基づき認定した収入に応じた適正な家賃負担額を、国の定めた算定方法によりきめ細かく算出し、毎年度、決定します。

●収入認定額の変更

年の途中で、定年退職や収入のある家族の転出等による収入の減少、また出生等による扶養親族の増加があった場合は、収入認定額の変更をしますので、指定管理者へ届け出てください。収入認定額の変更により、家賃が減額となる場合もあります。

○支払方法

家賃は**当月分を納期限（毎月末日・ただし12月は25日）までに必ず納入**してください。

●口座振替による納入

できるだけ、口座振替により納入してください。名義人の方が指定する預金口座から毎月末日（12月は25日）に引き落とされます。（金融機関が営業していない場合は、その最初の翌営業日に引き落としになります。）口座振替の手続きは、お取引のある金融機関・郵便局に納入通知書と口座の届出印をご持参のうえ、手続きをしてください。

●納入通知書による納入

口座振替のご利用ができない方は、「納入通知書」を、年度の始めに（新規入居者については、入居時にお渡しします。）、配布しますので、指定金融機関・郵便局・市役所又は最寄りの市民センターで直接納入してください。納入通知書綴りは年度末まで1年間使用します。また、納付後の半券は領収証となりますので、大切に保管してください。

○家賃を滞納されたとき

家賃を3ヶ月以上滞納されると、連帯保証人に迷惑がかかるばかりでなく、**住宅の明渡し請求**をすることになります。住宅の使用許可を取り消し、明渡し請求等の一連の措置を講じます。

○家賃の減免又は徴収猶予

次のような事情があり、家賃の納入が困難な時は、一定の期間について家賃の減免または徴収猶予をすることができますので、指定管理者までご相談ください。

- 収入が著しく低額であるとき。
- 入居者または同居者が疾病にかかったとき。
- 入居者または同居者が災害により著しい損害を受けたとき。
- その他特別な事情があるとき。